

平成24年第4回廿日市市議会（第4回定例会）条例案新旧対照表

議案第78号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第79号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する 条例の一部を改正する条例	3
議案第80号	廿日市市下水道条例の一部を改正する条例	5
議案第81号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	9
議案第82号	廿日市市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	19
議案第89号	市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）の変更について	27

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給対象） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 （略） （1） 法第74条の3第3項の規定により出頭した関係人、法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第109条第6項、第109条の2第5項、<u>第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により</u>出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第5項、第109条の2第5項、<u>第110条第5項及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</u> （2）～（6） （略）	（支給対象） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 （略） （1） 法第74条の3第3項の規定により出頭した関係人、法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定による<u> </u>公聴会に参加した者 （2）～（6） （略）

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第2条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給対象） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 （略） （1） 法第74条の3第3項の規定により出頭した関係人、法第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>法第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに<u>法第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定による公聴会に参加した者 （2）～（6） （略）	（支給対象） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 （略） （1） 法第74条の3第3項の規定により出頭した関係人、法第100条第1項<u>　</u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>法第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第2項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第5項、第109条の2第5項、第110条第5項及び第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</u> （2）～（6） （略）

議案第79号

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第7章 雑則（第28条—第31条） （技術管理者の資格） 第30条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験の技術部門のうち化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 （2） 技術士法第4条第1項の第2次試験に合格した者（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの （3） 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者 （4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （5） 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （6） 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （7） 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （8） 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上	目次 第7章 雑則（第28条—第30条） （新設）

廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第31条 (略)

(委任)

第30条 (略)

廿日市市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市下水道条例（平成4年条例第20号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第1章～第5章（略） 第6章 <u>公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第30条—第34条）</u> 第7章 雑則（第35条・第36条） 第8章 罰則（第37条—第39条） 附則 （趣旨） 第1条 市の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）<u>排水施設</u> 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。 （3）<u>処理施設</u> 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。 （4）<u>終末処理場</u> 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。 （5）～（9）（略） 第6章 <u>公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）</u> 第30条 <u>公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第32条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</u> （1）<u>堅固で耐久力を有する構造とする。</u> （2）<u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能</u>	目次 第1章～第5章（略） （新設） 第6章 雑則（第30条・第31条） 第7章 罰則（第32条—第34条） 附則 （趣旨） 第1条 市の設置する公共下水道の管理及び使用 については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 （用語の定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （新設） （2）～（6）（略） （新設）

を有するものとすることができる。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第31条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けるものとする。
- (5) また又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けるものとする。

(処理施設の構造の基準)

第32条 第30条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに

限る。第2号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする。

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第33条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第34条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節するものとする。

(2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。

(3) 前2号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 臭気が発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとする。

(5) 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

第7章 雑則

(使用料等の減免)

第35条・第36条 (略)

第8章 罰則

第37条～第39条 (略)

第6章 雑則

(使用料等の減免)

第30条・第31条 (略)

第7章 罰則

第32条～第34条 (略)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）

（下線の部分は改正箇所）

改正後				改正前			
別表（第2条関係） （5） 建築関係				別表（第2条関係） （5） 建築関係			
事務の種類	単位	手数料	備 考	事務の種類	単位	手数料	備 考
長期優良住宅建築等計画 （計画の変更を含む。）の 認定				長期優良住宅建築等計画 （計画の変更を含む。）の 認定			
構造計算適合性判定 に係る審査	1 件	この表の構造計 算適合性判定に 関する審査に掲 げる手数料の額		構造計算適合性判定に 係る審査	1 件	この表の構造計 算適合性判定に 関する審査に掲 げる手数料の額	
低炭素建築物新築等計画 （計画の変更を含む。） の認定		ア 戸建て住宅又 は共同住宅等 （共同住宅、長 屋その他の戸建 ての住宅以外の 住宅をいう。以 下同じ。）の住 戸について認定 を受けようとす る場合の手数料 の額は、住戸に 係る審査の欄に 掲げる区分に応 じて定める額	ア 1 申請をもっ て1件とする。 イ 適合審査と は、法第54条 第1項各号の基 準に適合してい ることについて 登録住宅性能評 価機関（住宅の 品質確保の促進 等に関する法律 （平成11年法 律第81号）第 5条第1項に規	（新設）			

改正後				改正前				
		イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄の総住戸数と共用部分に掲げる区分に応じて定める額を合算した額 ウ 非住宅（居住の用に供する部分、共用部分及び工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用状況に関し てこれらに類するものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の全体に	定する機関をいう。）<u>、指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた者をいう。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する機関をいう。）による</u> ウ 認定を受けた計画を変更する場合の手数料の額は、当該変更部分に係る手数料の2分の1の					

改正後				改正前					
		<u>ついて認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> エ <u>工場等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、工場等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</u> オ <u>共同住宅等、非住宅及び工場等を有する複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、イ、ウ及びエの額のそれぞれを合算した額</u> カ <u>都市の低炭素化の促進に関</u>	<u>額とする。</u>						

改正後					改正前				
			<u>する法律（平成 24年法律第8 4号。以下同 じ。）第54条 第2項の規定に よる審査を申し 出る場合は、認 定に係る手数料 の額に、建築基 準関係規定に係 る審査の手数料 及び構造計算適 合性判定を要す るものについて は構造計算適合 性判定に係る審 査の手数料の額 を加えた額</u>						
<u>住戸に係る審査</u>									
戸建て住宅	1件	3万7,000円	<u>適合審査を受けた 場合は、5,000円</u>						
共同住宅等			<u>共同住宅等及び複 合建築物の全体に ついて併せて認定 を受けようとする 場合は、免除とす る。</u>						

改正後				改正前				
	1 戸	1 件	3 万 7,000 円	適合審査を受けた場合は、5,000 円				
	2 戸以上 10 戸以下	1 件	3 万 7,000 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 7,600 円を乗じて得た額を加えた額	適合審査を受けた場合は、5,000 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 1,300 円を乗じて得た額を加えた額				
	11 戸以上 100 戸以下	1 件	10 万 6,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 2,200 円を乗じて得た額を加えた額	適合審査を受けた場合は、1 万 7,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額				
	101 戸以上 200 戸以下	1 件	30 万 9,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,000 円を乗じて得た額を加えた額	適合審査を受けた場合は、8 万 8,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 500 円を乗じて得た額を加えた額				
	201 戸以上	1 件	41 万 8,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 800 円を乗じて得た額を加えた額（64 万 4,000 円を上限とする。）	適合審査を受けた場合は、13 万 9,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 200 円を乗じて得た額を加えた額（18 万 8,000 円を上限とする。）				
	共同住宅等に係る審査							

改正後				改正前			
総住戸数							
1戸	1件	3万7,000円	適合審査を受けた場合は、5,000円				
2戸以上10戸以下	1件	3万7,000円に申請住戸数から1を減じた数に7,600円を乗じて得た額を加えた額	適合審査を受けた場合は、5,000円に申請住戸数から1を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額				
11戸以上100戸以下	1件	10万6,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,200円を乗じて得た額を加えた額	適合審査を受けた場合は、1万7,000円に申請住戸数から10を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額				
101戸以上200戸以下	1件	30万9,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額	適合審査を受けた場合は、8万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に500円を乗じて得た額を加えた額				
201戸以上	1件	41万8,000円に申請住戸数から200を減じた数に800円を乗じて得た額を加えた額（64万4,000円を上限とする。）	適合審査を受けた場合は、13万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に200円を乗じて得た額を加えた額（18万8,000円を上限と				

改正後				改正前				
			する。)					
共用部分								
300 平方メートル以 内	1 件	11 万 9,000 円	適合審査を受けた 場合は、1 万円					
300 平方メートル 超 2,000 平方メー トル以内	1 件	19 万 7,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、2 万 9,000 円					
2,000 平方メート ル超 5,000 平方メ ートル以内	1 件	30 万 8,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、8 万 8,000 円					
5,000 平方メート ル超 10,000 平方 メートル以内	1 件	39 万 5,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、13 万 9,000 円					
10,000 平方メー トル超 25,000 平 方メートル以内	1 件	47 万 2,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、17 万 6,000 円					
25,000 平方メート ル超	1 件	55 万 1,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、22 万 1,000 円					
非住宅に係る審査								
300 平方メートル以内	1 件	26 万 4,000 円	適合審査を受けた 場合は、1 万円					
300 平方メートル超 2,000 平方メートル以 内	1 件	42 万 2,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、2 万 9,000 円					
2,000 平方メートル超 5,000 平方メートル以 内	1 件	60 万 1,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、8 万 8,000 円					
5,000 平方メートル 超 10,000 平方メー トル以内	1 件	73 万 7,000 円	適合審査を受けた 場 合 は、13 万 9,000 円					

改正後					改正前				
	10,000 平方メートル 超 25,000 平方メートル以内	1 件	86 万 9,000 円	適合審査を受けた 場合は、17 万 6,000 円					
	25,000 平方メートル 超	1 件	99 万 3,000 円	適合審査を受けた 場合は、22 万 1,000 円					
	工場等に係る審査								
	300 平方メートル以 内	1 件	11 万 9,000 円	適合審査を受けた 場合は、1 万円					
	300 平方メートル超 2,000 平方メートル 以内	1 件	19 万 7,000 円	適合審査を受けた 場合は、2 万 9,000 円					
	2,000 平方メートル 超 5,000 平方メートル 以内	1 件	30 万 8,000 円	適合審査を受けた 場合は、8 万 8,000 円					
	5,000 平方メートル 超 10,000 平方メートル 以内	1 件	39 万 5,000 円	適合審査を受けた 場合は、13 万 9,000 円					
	10,000 平方メートル 超 25,000 平方メートル 以内	1 件	47 万 2,000 円	適合審査を受けた 場合は、17 万 6,000 円					
	25,000 平方メートル 超	1 件	55 万 1,000 円	適合審査を受けた 場合は、22 万 1,000 円					
	建築基準関係規定に係 る審査	1 件	この表の建築物に 関する確認又は計 画通知に掲げる手 数料及び建築設備 に関する確認又は 計画通知に掲げる 手数料の額						

改正後					改正前				
	構造計算適合性判定に係る審査	1件	この表の構造計算						
			適合性判定に関する審査に掲げる手						
			数料の額						

廿日市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 16 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条の 8） <u>第 1 章の 2 市営住宅の整備（第 3 条の 9—第 3 条の 24）</u> 第 2 章～第 4 章 （略） 附則 （趣旨） 第 1 条 市営住宅及び共同施設の設置、設備及び管理については、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 条～第 3 条の 8 （略） <u>第 1 章の 2 市営住宅の整備</u> <u>（市営住宅の整備基準）</u> <u>第 3 条の 9 法第 5 条第 1 項及び第 2 項の条例で定める整備基準については、この章の定めるところによる。</u> <u>（快適で魅力ある地域社会の形成）</u> <u>第 3 条の 10 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域における快適で魅力ある地域社会の形成に資するように考慮して整備する。</u> <u>（良好な居住環境の確保）</u> <u>第 3 条の 11 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者（同居者を含む。第 3 条の 13、第 3 条の 21 及び第 3 条の 22 において同じ。）及び駐車場の利用者その他の共同施設の利用者が便利で快適に居住し、又は利用できるように整備する。</u> <u>（費用の縮減への配慮）</u> <u>第 3 条の 12 市営住宅及び共同施設は、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮して建設及び整備する。</u>	廿日市市営住宅設置及び管理条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条の 8） （新設） 第 2 章～第 4 章 （略） 附則 （趣旨） 第 1 条 市営住宅及び共同施設の設置_____及び管理については、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 2 条～第 3 条の 8 （略） （新設）

(位置の選定)

第3条の13 市営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避けるとともに、その位置は、入居者の日常生活の利便を考慮して選定する。

(敷地の安全等)

第3条の14 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じる。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は、処理するために必要な施設を設ける。

(住棟等の基準)

第3条の15 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するよう考慮して配置する。

(住宅の基準)

第3条の16 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じる。

2 住宅には、住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じる。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じる。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じる。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じる。

(住戸の基準)

第3条の17 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共有部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備、及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設ける。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同

	等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
3	市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講じる。 (住戸内の各部)
第3条の18	住戸内の各部には、高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じる。 (共用部分)
第3条の19	市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じる。 (附帯施設)
第3条の20	敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の市営住宅の附帯施設を設ける。 (児童遊園)
第3条の21	児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。 (集会所)
第3条の22	集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。 (広場及び緑地)
第3条の23	広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持及び向上に資するように考慮したものとする。 (通路)
第3条の24	敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置する。
2	通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設ける。

議案第 8 4 号

廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 6 4 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（駐車場の管理） 第 3 2 条 駐車場の管理については、廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）に定める駐車場の管理の例による。	（駐車場の管理） 第 3 2 条 駐車場の管理については、廿日市市市営住宅設置_____及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）に定める駐車場の管理の例による。

議案第 8 4 号

廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 0 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（駐車場の管理） 第 3 3 条 駐車場の管理については、廿日市市市営住宅設置、<u>整備</u>及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）に定める駐車場の管理の例による。	（駐車場の管理） 第 3 3 条 駐車場の管理については、廿日市市市営住宅設置<u> </u>及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）に定める駐車場の管理の例による。

議案第 8 4 号

廿日市市福祉住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 1 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（駐車場の管理） 第 3 4 条 駐車場の管理については、廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）に定める駐車場の管理の例による。	（駐車場の管理） 第 3 4 条 駐車場の管理については、廿日市市市営住宅設置____及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）に定める駐車場の管理の例による。

議案第 8 4 号

廿日市市市営住宅事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市市営住宅事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 1 9 年条例第 3 号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（設置） 第 1 条 市営住宅（廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）第 2 条第 1 号の市営住宅及び同条第 4 号の共同施設、廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 6 4 号）第 2 条第 1 号の定住促進住宅及び同条第 2 号の共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 0 号）第 2 条第 1 号の特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 1 号）第 3 条第 1 項の福祉住宅をいう。）の管理、整備等に要する経費の財源に充てるため、廿日市市市営住宅事業基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第 1 条 市営住宅（廿日市市市営住宅設置_____及び管理条例（平成 9 年条例第 1 6 号）第 2 条第 1 号の市営住宅及び同条第 4 号の共同施設、廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 6 4 号）第 2 条第 1 号の定住促進住宅及び同条第 2 号の共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 0 号）第 2 条第 1 号の特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 8 1 号）第 3 条第 1 項の福祉住宅をいう。）の管理、整備等に要する経費の財源に充てるため、廿日市市市営住宅事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）の変更について 新旧対照表

○市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）（平成14年11月）

（下線の部分は改正部分）

変更後	変更前
I 序論 2 計画策定の方針 （3）計画の期間 本計画の期間は、平成14(2002)年度（合併の日）から<u>平成27(2015)年度</u>までの<u>おおむね13か年</u>とします。 Ⅲ 主要指標の見通し 1 人口 （1）総人口 人口は、住宅団地への人口流入、都市型住宅の建設や良好な宅地の供給に伴って、今後とも緩やかに増加するものとし、<u>当初の計画</u>の最終年次である平成24(2012)年の人口を10万人と想定します。 Ⅶ 財政計画 2 財政計画の概要 （1）計画の前提 ① 計画の期間 財政計画の期間は、平成15(2003)年度から<u>平成27(2015)年度</u>までの<u>13か年</u>とします。 （2）歳入・歳出 別紙のとおり	I 序論 2 計画策定の方針 （3）計画の期間 本計画の期間は、平成14(2002)年度（合併の日）から<u>平成24(2012)年度</u>までの<u>概ね10か年</u>とします。 Ⅲ 主要指標の見通し 1 人口 （1）総人口 人口は、住宅団地への人口流入、都市型住宅の建設や良好な宅地の供給に伴って、今後とも緩やかに増加するものとし、<u>計画</u>の最終年次である平成24(2012)年の人口を10万人と想定します。 Ⅶ 財政計画 2 財政計画の概要 （1）計画の前提 ① 計画の期間 財政計画の期間は、平成15(2003)年度から<u>平成24(2012)年度</u>までの<u>10か年</u>とします。 （2）歳入・歳出 別紙のとおり

用語解説

合併特例債

合併年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設計画に基づく特に必要な事業及び合併市町村の振興のため行う基金造成に対し充当する地方債のこと。期間については、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併年度及びこれに続く15年度(被災した一部の市町村にあっては、20年度)に延長された。

用語解説

合併特例債

合併年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設計画に基づく特に必要な事業及び合併市町村の振興のため行う基金造成に対し充当する地方債のこと。

新 旧 対 照 表

(2) 歳入・歳出

(単位:百万円)

年度	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
■歳入														
項目														
地方税	11,671	11,559	15,379	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,119	15,169	15,170	14,828	196,039
地方交付税	5,687	5,351	7,252	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	9,250	9,230	9,273	9,219	102,557
国・県支出金	5,310	3,670	4,803	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	7,139	7,633	7,386	7,737	82,810
地方債	6,377	4,432	5,434	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	5,144	6,908	6,213	5,827	71,115
その他	5,362	6,125	11,207	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,370	5,625	5,429	5,628	86,045
歳入合計	34,407	31,137	44,075	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,022	44,565	43,473	43,239	538,566

■歳出

年度	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
項目														
人件費	6,288	6,323	9,379	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,255	8,999	8,930	8,819	113,619
扶助費	2,664	2,997	3,872	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,178	7,280	7,389	7,505	70,039
公債費	5,059	4,893	6,511	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,605	6,650	6,582	6,608	82,697
物件費	3,899	4,118	6,151	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,945	6,730	6,706	6,681	77,203
投資的経費	8,090	5,392	8,754	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	4,503	6,407	5,343	5,050	82,412
その他	7,891	6,893	8,868	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,536	8,459	8,523	8,576	106,075
歳出合計	33,891	30,616	43,535	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	43,022	44,565	43,473	43,239	532,045

注1 平成15(2003)年度から平成23(2011)年度までは決算額、平成24(2012)年度以降は計画額
 注2 平成17(2005)年度以降は、廿日市市、大野町及び宮島町合併後の数値

変更後

(2) 歳入・歳出

(単位:百万円)

年度	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	合計
■歳入											
項目											
地方税	11,741	11,908	12,093	11,890	12,064	12,281	12,209	12,468	12,738	12,781	122,173
地方交付税	5,677	5,603	5,399	5,260	5,334	5,323	5,498	5,635	5,812	6,005	55,446
国・県支出金	4,603	4,102	3,961	3,644	3,810	4,769	4,672	4,672	4,312	3,438	42,003
地方債	4,871	5,610	4,644	3,915	4,363	4,472	3,704	4,396	5,058	4,861	45,894
うち特別債	875	1,632	2,615	2,050	2,599	2,806	1,946	2,630	3,264	3,217	23,734
その他	6,182	4,606	4,029	4,889	4,956	4,562	4,462	4,800	4,641	4,461	47,368
歳入合計	33,054	31,729	30,146	29,598	30,527	31,407	30,545	31,771	32,561	31,546	312,884

注) 特別債:合併特別債

■歳出

年度	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	合計
項目											
人件費	6,756	6,820	6,863	6,976	7,016	7,045	7,080	7,066	7,053	7,088	69,763
扶助費	2,196	2,257	2,320	2,384	2,451	2,519	2,589	2,662	2,736	2,813	24,927
公債費	6,616	6,000	4,356	4,609	4,789	4,888	4,975	5,087	5,095	5,445	51,860
物件費	4,113	4,423	4,398	4,385	4,383	4,383	4,388	4,384	4,385	4,385	43,627
投資的経費	7,945	6,761	6,702	5,780	5,273	5,945	5,865	6,651	6,913	5,400	63,235
うち特別事業	1,772	2,702	3,941	3,103	2,748	3,888	4,017	4,680	4,867	3,908	35,626
その他	5,428	5,468	5,507	5,464	6,615	6,627	5,648	5,921	6,379	6,415	58,472
歳出合計	33,054	31,729	30,146	29,598	30,527	31,407	30,545	31,771	32,561	31,546	312,884

注) 特別事業:合併特別債充当事業

変更前

※ 表中の用語については巻末の用語解説参照

